

横 消 救 第93号  
令和4年(2022年)3月15日

横須賀市個人情報保護運営審議会  
委員長 今村 哲也 様

(実施機関) 横須賀市長 上 地 克 明



市長の所管に係る個人情報の取扱いについて (諮問)

横須賀市個人情報保護条例第12条第2項の規定に基づき、救急活動事務に係る保有個人情報のオンライン結合による提供について、別添のとおり諮問いたします。

事務担当 消防局救急課救急管理係

横須賀市個人情報保護条例 (抜粋)

(オンライン結合による提供)

第12条 実施機関は、法令等に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関以外の者が保有個人情報を随時入手し得る状態にする方法をいう。以下この条において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、法令等に定めがある場合を除き、あらかじめ第25条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更する際に、第25条第1項に規定する審議会の意見を聴くことを要しないものとする。この場合において、実施機関は、第2号に該当してオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに第25条第1項に規定する審議会に報告しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき。
- (3) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。

4 略